合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請をご検討中の方々へ

【補助限度額の変更】

浄化槽設置整備事業実施要綱の改定に伴い、令和6年度補助事業より既設単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換する際の、既設単独処理浄化槽撤去補助費の上限を引き上げます。

（従来）

単独処理浄化槽撤去費…9万円（上限）

（改正後）

単独処理浄化槽撤去費…**12万円（上限）**

ただし、浄化槽本体費、既設汲取り便槽の撤去費、配管費は金額の変更はありません。

【よくある質問集】

1. Q：受付時期はいつですか？

A：4月上旬～1月中旬ごろを予定しております。ただし、予算の都合上、早期に受付を終了する場合もございます。詳細に関しましては、建設課にお問い合わせください。また、適宜ホームページも更新いたしますので、ご確認ください。

1. Q：浄化槽を設置しようとする場所が、下水道地域か浄化槽地域かわかりません。

A：建設課にて確認ができます。（Tel：087-876-5280）

1. Q：既存の合併処理浄化槽を転換したいのですが、補助対象になりますか？

A：既存の合併処理浄化槽の転換については補助対象外となります。

1. Q：補助金の申請を行いたいのですが、工事着工後に申請してもよいですか？

A：浄化槽設置前に申請してください。工事着工後の申請はできません。

1. Q：補助金はどのくらいもらえますか？

A：補助金には大きく分けて【浄化槽本体への補助金】と【既設単独処理浄化槽もしくは既設汲取り便槽を撤去、新規配管する際の上乗せ補助金】があります。浄化槽本体への補助金は住宅の延べ床面積から算定された浄化槽本体の大きさで決定します。詳しくは下記の図を参考にしていただければ幸いです。（図1及び図2）

また、広報やホームページ、綾川町建設課の窓口にて、補助金額の確認を行えます。浄化槽を設置する際の人槽（大きさ）の算定は、香川県浄化槽協会になります。（Tel：087-881-6600）

図1：浄化槽本体への補助金額表（新設、転換共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の延べ床面積 | 浄化槽の大きさ | 補助金限度額 |
| 延べ床面積≦140㎡ | 5人槽 | 332,000円 |
| 延べ床面積≧140㎡ | 7人槽 | 414,000円 |
| 風呂、台所が2箇所ずつある2世帯住宅 | 10人槽 | 548,000円 |

図2：既設単独槽及び汲取り便槽を撤去し、新規配管する際の上乗せ補助金額表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既設単独槽  または汲取り便槽 | 撤去費 | 配管費 |
| 既設単独槽 | 120,000円 | 300,000円 |
| 既設汲取り便槽 | 90,000円 | 300,000円 |

※転換の場合も、既設槽等の撤去が困難な場合等は補助対象外となります。

補助総額例

・新築工事（新築家屋延べ床面積130㎡）の場合→図1より332,000円の補助

・既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合（既存家屋延べ床面積160㎡）

→図1より414,000円の本体補助

+図2より既存単独槽撤去費120,000円+配管費300,000円の上乗せ補助

計　834,000円

・既設汲取り槽から新たに合併浄化槽を設置したいが、既設汲取り便槽の撤去が困難な場合（既存家屋延べ床面積160㎡）

　→図1より414,000円の本体補助

　+図2より配管費300,000円の上乗せ補助

計　714,000円

1. Q：補助金はいつ頃もらえますか？

A：工事完了後、実績報告をしていただき、香川県浄化槽協会の完了検査が行われます。完了検査合格後に、補助金額の確定を行い、通知後一カ月以内に指定口座にお振込みをさせていただきます。（図3）

（図3）

1. 保守点検、抜取清掃、法定検査とは何ですか？受ける必要はありますか？

保守点検…香川県の登録を受け、浄化槽管理者が契約している保守点検業者が、浄化槽の機能を維持することを目的に、**年3回以上行う定期点検**です。

抜取清掃…綾川町の許可を受けた清掃業者が、浄化槽使用により内部に堆積した汚泥を抜取り、悪臭等を防止することを目的に、**年1回以上行う**ものです。

法定検査…知事指定検査機関として指定を受けている香川県浄化槽協会が、日頃の保守点検や清掃が適切に行われているかどうかを、水質検査等で判断することを目的に、**年1回行う**ものです。香川県浄化槽協会より、検査時期にはがきによる受験案内が送付されます。

いずれも、**浄化槽法で義務付けされている**ものですので、適切な維持管理のために行ってください。

補助金の交付条件に、法定検査の申込書、浄化槽保守点検、清掃業務の委託契約書の提出、浄化槽設置者講習会の受講をお願いしています。

本件に関するお問い合わせ先　綾川町建設課（浄化槽業務担当）

Tel：087-876-5280